

## 民事訴訟控訴判決についてのお知らせ

この度は、弊社ソフトウェアに係わる訴訟につきまして、お客様をはじめとし関係者各位の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。先日判決が出たことを踏まえ、弊社の見解をここにご報告申し上げます。

### 判決について

はじめに、現在販売中のものも含め、2010年10月以降にリリースしましたバージョン（Ver.1.3.0以降）は問題ございません。どうぞ安心してご採用・ご使用くださいますようお願い申し上げます。

今回は、旧バージョンのソフトウェア（i2win Ver.1.2.0）以前に対する違法性の程度を争う訴訟でした。争点となっておりましたのは、取得した画像から測定に必要な輪郭点を検出し演算する機能の記述に関してでした。単純な機能を記述したプログラムであるため、必然的に同様の記述になると認識しておりましたが、それは認められないという点が明らかにされた判決となります。

また、前回の判決に続き今回の判決におきましても、Ver.1.3.0以降は問題ないとの判断を頂きましたことをご報告致します。

### 株式会社ニック設立について

弊社をご存じの通り、協和界面科学株式会社（以下 K 社）の元従業員が設立致しました。設立の大きな目的としましては、新しいぬれ性の評価基準を世の中に示そうという志によります。

当時、接触角計という分野において歴史と実績と名声のある会社でさえ、ぬれ現象の評価として、古くからある接触角という数値基準にとらわれていたという問題がありました。接触角の理論は、固体表面に付着した液体の形状を真横から観察し、固体表面と液体とのなす角度を求めるという極めて単純な方法となります。しかしながら、横からの観測では、正しくぬれ現象を現していないという事実に対して、それが問題であるということすら気付いていませんでした。これが、『接触角はばらつきが大きい』という事実がありながら、その要因を究明する方向へ進まなかった理由です。

そこで弊社は設立にあたり、これまでの常識に一石を投じるべく、上と横から同時に評価する装置（LSE-A シリーズ）を世の中に出すことに致しました。一見すれば単純な発想ながら、歴史あるメーカーですら手を付けずにいた分野を切り開いたこととなります。弊社に対抗して、現在では K 社でも同様のモデルを販売していることから、その判断が正しかったことを裏付けています。

なお、この上面観測に関して弊社は、2010年に特許を取得しております。

もうひとつは、価格の問題です。

当時は一般的な感覚として、接触角測定器としての機能に対して価格が高すぎる状況が続いていました。国内メーカーとしては 1 社独占に近い状態だったことが主な要因だったと考えていました。そこで低価格帯の ME シリーズを販売致しました。

弊社に対抗する形で、現在では K 社でも廉価版モデルを販売していることから、弊社設立の社会的な意義は大きかったものと考えています。

#### ソフトウェアについて

訴訟は、K 社が某大学に依頼して弊社のぬれ性評価装置を購入し、弊社ソフトウェアを逆コンパイルしてソースコードの分析を行ったことに始まります。

弊社のソフトウェア i2win は、2009 年 12 月 24 日に Ver1.0.0 をリリースしました。この時点では接触角（上面観測含む）と界面張力に対応していました。2010 年 03 月 26 日にリリースした Ver.1.1.0 では、さらに表面自由エネルギー計算に対応しました。これが、K 社が入手したバージョンとなります。その後、訴訟となり現在に至ります。

一方、当時の K 社のソフトウェアは既に、接触角・表面張力・表面自由エネルギー・拡張収縮法・傾斜法などに対応していました。

最後まで争点となったのは、取得した画像から測定に必要な輪郭点を検出し演算するという、一般的に知られた単純な機能の記述に対しての問題となります。

なお、訴訟前に K 社が入手した弊社ソフトウェアのバージョンに含まれている、上面観測と界面張力および表面自由エネルギー計算の部分は、裁判において争点にならなかった事実を末尾ながらご報告致します。

繰り返しとなりますが、2010 年 10 月にリリースしております、Ver.1.3.0 以降については、問題ないとの判決を受けています。また、現在販売中のソフトウェアは、Ver.2.4.0 となります。

#### 最後に

お客様はじめ関係各位にご迷惑をおかけしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。今後はこのような事態とならないよう努めて参ります。

2016 年 5 月 16 日  
株式会社ニック  
代表取締役 新谷陽一